

福井県旧粟田部町立花筐文庫についてー日本近代図書館史の視座からー

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2022-09-22 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 膽吹, 覚, Ibuki, Satoru メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10098/00029254

龍谷大學國文學會
「國文學論叢」第六十七輯抜刷
二〇二二年二月発行

福井県旧栗田部町立花筐文庫について

——日本近代図書館史の視座から——

膽 吹 覚

福井県旧粟田部町立花筐文庫について

——日本近代図書館史の視座から——

膽 吹 覚

はじめに

昭和十二年（一九三七）四月十七日、福井県今立郡粟田部町（現在の福井県越前市粟田部町）で、同町立花筐文庫の開庫式が挙行された。この時に建てられた花筐文庫は現在も粟田部町に当時の姿を留めている。ただし、現在の花筐文庫は越前市島会館と改称されて、地域のコミュニティセンターとして利用されている。

花筐文庫（島会館）については、福井県教育委員会編『福井県の近代化遺産』（平成十一年三月刊）に近代建築史の立場からの報告があるが、図書館——文庫本来の機能——としての花筐文庫に関する研究はほとんどないといっ

てよい^①。本稿では、日本近代図書館史の視座から花筐文庫について述べてみたい。

1 花筐校と花筐図書館

花筐文庫について述べる前に、今立郡花筐小学校並びに同校内に設置された花筐図書館について述べておきたい。

南越花筐会編『南越花筐会誌』第一号（大正元年〔一九一二年〕九月刊）収載「花筐校沿革大要^②」に拠ると、明治十五年（一八八二）四月一日、今立郡粟田部村に今立郡花筐小学区公立花筐校が創設された。同二十年（一八八七）五月、同校は簡易科、尋常科、高等科の三科を併設するが、同二十五年（一八九二）四月、小学校令改正により簡易科

が廃止され、尋常科、高等科の二科体制となる。因みに明治四十四年（一九一〇）度の児童数は尋常科（第一〜第六学年）が三百九十七名、高等科（第一〜第三学年）が百五十七名、合計五百五十四名であった。

明治二十四年（一八九一）七月、花筐校同窓会が設立された。同四十二年（一九〇九）七月、当時の皇太子（後の大正天皇）が福井県をはじめとする北陸地方を行啓された。花筐校同窓会はその記念事業として、同校内に花筐図書館を創設した。同同窓会は花筐図書館創設について、次のように記している。

花筐図書館創立趣意書

明治維新以来汎ク知識ヲ世界ニ求メテ、之ヲ咀嚼シ応用シテ、能ク我国情ニ適応セシメタル結果ハ、日清日露ノ役ニ於テ遺憾ナク發揮セラレ、今や国運鬱勃シテ興隆シ、国光赫耀トシテ四表ニ輝キ、遂ニ世界列強ノ伍伴ニ入レリ。嗚呼、亦盛ナリト云フベシ。然リ然シテ社会ノ進歩ハ一日モ止マズ、衛生ニ道德ニ將智識ニ於テ、時々刻々、殆ンド其停止スル処ヲ知ラズ。昨日ノ施設ハ、今日已ニ其迂遠ヲ免レズ。然レバ我國民タルモノ能ク此ノ消息ヲ了解シテ、

常ニ新刊ノ書籍ヲ緋キ、新知識ヲ取得シテ、其長ヲ取り短ヲ補ヒ以テ生存競争ノ優勝者トナリ、一身ノ幸福ヲ増進シ、愈々益々、国運ノ発展ニ貢献スル処ナカルベカラズ。然リト雖モ限りナキ諸般ノ書籍ヲ購読シ得ンコトハ、限リアル財力ノ到底堪フル処ニアラズ。近時各地ニ於テ図書館ノ設置ヲ見ル。又宜アリト云フベシ。是ニ於テ我同窓会ハ、東宮殿下ノ北陸行啓ヲ記念トシテ博ク有志ノ賛助ヲ得テ、其創設ノ端緒ヲ開キ、永遠ニ継続シテ、之ガ完成ヲ期セントス。希クハ之ヲ賛セラレヨ。

花筐校同窓会

右の趣意書は、まず日清日露の戦勝を経て、日本が世界の列強国と伍伴するに至つたことを喜んだ上で、常に新しい書籍を読んで、新しい知識を得る必要性を説いている。そして、そうすることで「生存競争ノ優勝者トナリ、一身ノ幸福ヲ増進シ、愈々益々、国運ノ発展ニ貢献スル」と述べている。そこには、読書（図書館）が個人の幸福と国家の発展に寄与するとの考えが述べられている。そして、図書館の永続のために広く有志の賛助を求めている。

また、大正元年（一九一〇）当時の花筐図書館の概況について、「花筐校沿革大要」には次のように報告されている。

花筐図書館状況

一、蔵書数

二百九十五部にて千三百十五冊

一、一ヶ月閲覧人員平均

三十一名

一、現在の状況

明治四十二年開館以来書籍風呂、書籍等購入に費せし金額総計参百七拾八円四錢七厘にして、現今銀行預金七拾六円を有すれども、漸次出版書籍の購入を要するを以て、本年度に資金を募集する義となれり。

花筐図書館の蔵書数は二百九十五部と記されているが、その蔵書目録は現在のところ知られておらず、その具体的な書名や蔵書傾向については不明である。また、閲覧人数については、明治四十四年（一九一〇）度の花筐校の全生徒数が五百五十四名であったから、両者の年度の相違はさ

て置き、単純計算でいえば、一ヶ月の閲覧者三十一名であり、それは全生徒の六パーセント、高等科に限って見れば二十パーセントであった。また、明治四十二年（一九〇九）度から大正元年（一九一〇）度までの四年間に費やされた書籍購入費は、総計三百七十八円四錢七厘であったという。この金額を四年で割ると、一年あたり約九十四円となる。参考までに記すと、明治三十三年（一九〇〇）の小学校教員の初任給（月俸、東京）が十円〜十三円、大正元年（一九一〇）の巡査（月俸、東京）の初任給が十五円、明治四十四年（一九一〇）の公務員（月俸、高等官）が五十五円、大正元年（一九一〇）の大工の手間賃（東京、一日）が一円十八錢であった。

大正元年（一九一〇）当時の花筐小学校校長、手鹿清兵衛は「花筐小学校同窓会」（『南越花筐会誌』第一号収録）において、花筐図書館成立の経緯並びにその内部の具体的な様子について、次のように記している。

昨四十二年、北陸地方に

殿下の行啓あらせられしを記念せんとて、本会の事業として花筐図書館を設立致し候。さてその事業たるや誠に我等にとりては大なる計画にして未だその完成

を得たるに無之候へ共、各村有志諸賢の御尽力と我等同窓会会員の協力とによりて、兎も角も昨年十一月三日、天長の佳節を卜して開館の運びと向はしめ申候。

本館は当分花筐校内におき、図書陳列室兼閲覧室として三間に五間許りの一室をあて、そこに一間に三尺の重ね棚（勿論この棚を新に書籍架のために造りしものにして、硝子戸入にて美麗なる構造に有之候）三重ね都合六本悉く書籍にして満され居候。その室の壁には額或は掛図等を以て出来得る限りの裝飾をなし、常に机と腰掛敷組を備へ置きて、来観者の便に供し候。目下はとくに冬季にて便利も悪しく候故、来観者も甚だ多からざるにより、別にその為め役員をおく迄には致さず。花筐校職員的一名に依頼して図書閲覧或はその保管等を兼任致居候。本館の現今所有する書籍は、大日本百科全書を始め、新刊大部のもの多けれども、半数は寄贈或は借用より成れる貴重なる書籍にて、国書解題、古事記伝等を始め漢書等にして、中々重宝のものも多く有之候。

併しこの花筐図書館はこの後益々興隆ならしめ、且その維持費支弁等につきても、この末尚々広大に寄附

金を募り、或は会員よりの集金等によりて大にその基礎を固めたく考に有之候。

尤も此館の建物は近き将来に於て御地、花筐会諸賢の篤志によりて、薄墨桜の香気馥郁たる帝釈山の麓に聳高く聳ゆるの日ある事を期し居り申候。尚本館に関する規則は来春の日を待つて整備致すべく、その上は文部大臣への申請も致すべき筈に有之候へ共、只今は学年末に際し学務多忙の折柄故、委細なる御報知も致し難く、誠に誠に遺憾には存じ候へ共、いづれ後便を以てその不足を御報導申上べく、只今はこれにて筆を止め申候。

尚同窓会規則書併に図書館設立趣意書等封入致し置き候間、御覧下され度御参考にも相成候はば幸甚これに過ぎず候。

花筐図書館は未完成の部分を残しながらも、明治四十二年（一九〇九）十一月三日（天長節）に一応の開館を迎えた。その創設には今立郡内各村の有志をはじめ、花筐校同窓会会員（花筐校卒業生）からの賛助金に拠るところが大きかつたようである。

書かれた次春に施行される予定であつたようであるが、現在のところ、その規則を見出すことはできない。ゆえに本館の利用が会員（花筐校卒業生及び在学生）に限定されていたのか、或いは会員以外の人にも開かれていたのか、そして図書の閲覧、貸借といった具体的な運用実態については不明である。

このように花筐図書館は花筐校内の一室を利用して開設されたが、昭和二年（一九二七）四月二十一日に起こった栗田部大火により、その校舎はすべて灰燼と帰した。花筐図書館もまた校舎と運命を同じくしたのである。花筐小学校の校舎が再建されたのは、その二年後の昭和四年（一九二九）三月九日であつた。⁸⁾再建に際してその校舎は同町字藪田第四十六字五反に移転された。この時に再建された校舎の図面を見ると、校舎玄関に向かって左側の学舎一階に図書室が確認できる。⁹⁾

2 花筐文庫創設と島連太郎

手鹿の記事に拠ると、花筐図書館は会員からの賛助金を集めて、将来的に帝釈山（三里山）の麓に独立した「図書館」として建設したいと考えられていたようである。また、花筐図書館の運用について定められた規則は、この記事が

花筐小学校並びに花筐図書館の焼失から約十年後の昭和十一年（一九三六）五月二十日、今立郡栗田部町の三里山



(写真1 現在の花篋文庫〔烏会館〕)

(帝釈山)の麓、粟田部大火で焼失した花篋小学校跡地に、花篋文庫が完成した。『南越花篋会誌』第一号(大正元年〔一九二二 九月刊〕)収載「花篋小学校同窓会」に当時の学校長、手鹿清兵衛が「此館の建物は近き将来に於て御地、花篋会諸賢の篤志によりて、薄墨桜の香氣馥郁たる帝釈山の麓に莞高く聳ゆるの日ある事を期し居り申候⁽¹⁰⁾」と書き記された、その夢が別のかたちで——花篋同窓会有志による寄附金ではなく、地元今立郡出身の経済人、島連太郎氏個人による寄贈というかたちではあるが——実現したのである。

花篋文庫(現烏会館)は今藤仁三郎(今藤工務店)の設計で、鉄筋コンクリート造り二階建ての書庫と、その北側の木造平屋建ての閲覧室及び廊下から成る。特に白い壁面の書庫と一体化して建つ円筒形の階段室にはカーテンウォールが施され、そこに縦長の窓が並べられており、当時としてはモダンな建築であった。⁽¹¹⁾(写真1参照)

昭和十二年(一九三七)四月十七日、花篋文庫の開庫式に参列した福田三郎兵衛(当時の南越花篋会幹事)は建物としての花篋文庫について、次のような感想を述べている。文庫の敷地は粟田部町として誠に由緒深き元花篋小学

校跡にて、当町教育文化発祥の地とも云ふべく、土地は高燥にして四顧の風光を展望して閑静、読書研究には又と得難い好適地、建物は又鉄筋コンクリート造の本館と木造平屋建ての附属建物より為り、専ら堅牢と質素を旨とし、然も一種の優美さを加味した近代的なものである。採光に通風に申分なく、設備亦完全で県下に誇る図書館である。⁽¹²⁾

花篋文庫設立の経緯については、『花篋文庫設立の由来並規則』(昭和十二年〔一九三七〕四月刊)収録「花篋文庫設置の由来」に、次のように記されている。

学校教育の普及と国民研究心の旺盛に伴ひ、各府県年を逐うて図書館を設立し、現在全国の館数五千に達してゐる。北信五県の館数は長野県の三四七、新潟県の二二五、石川県の二八九、富山県の五七、福井県の二一である。北信五県中本県は最も不振の状態で、現在其機能を發揮しているものは、僅々二、三館に過ぎない。

此時に当り、東京印刷業三秀社主島連太郎氏は、愛郷の精神から多年粟田部町公益事業のため数万の資金

福井県旧粟田部町立花篋文庫について

を義捐されたが、今回又読書趣味の養成と貴重品保管の目的を以て一万五千円を投じて鉄筋コンクリート二階建ての文庫と木造平屋の閲覧室各一棟を建築して粟田部町に寄付されたことは、精神文化振興のため、誠に奇特の美挙である。

同氏は少年の頃東京に出て、夙に印刷業に興味を持ち、明治三十四年今の三秀舎を経営し、毎月数百冊の圖書を精巧なる印刷に付して出版界の好評を博し、圖書普及については優に一見識を把持されてゐる。往年三秀舎創業二十周年並三十周年記念事業として、知名の士に編纂を嘱託し、世界印刷史二冊、越前及若狭の史蹟一冊、越前若狭古文書選一冊を刊行し、又国宝白山本神皇正統記帙入四冊、異国物語帙入一冊を複製して、福井県下其他全国の図書館及び篤志家に全部寄贈し、読書界を裨益し郷土研究者に便宜を与へられたことは、世間周知の事実である。

特に今回粟田部町に建築寄付された文庫の如きは、精神文化の中枢機関であるが、極めて地味な仕事であるだけ、背間の篤志家が此方面を閑却してゐる折にもかかはらず、同氏が率先して此事業に注目されたこと

は、同氏が過去数十年間図書普及の奮闘と愛郷精神の発露に外ならぬと、町民の感謝措く能はざるところである。

由來栗田部町は半農半商、人口も三千未満の田舎町で、有為の人物は皆県外に活躍し、残存の町民は、問ふに良師なく、読むに良書なくして、精神の糧に飢えつつある此際に、白亜燦然たる独立の文庫と二千冊の良書を恵まれたことは、実に春風春水一時來の感がある。町民は今後よく之を利用して十二分の成績をあげねばならぬ責任があることをわすれてはならぬ。



(写真2 島連太郎胸像)

文庫は昨年五月起工、十一月竣工し、栗田部町会は十月二十六日寄付建造物採納の件を議決し、十一月十一日修祓落成の式を挙げ、爾來圖書の整理も一段落を告げたるを以て、茲に桜さく陽春四月の日本を卜し開庫式を挙ぐるに際し、聊か文庫設立の由來を述ぶることしかり。

右の文章の冒頭で、当時（昭和十二年（一九三七））の北陸地方の図書館設置状況に触れ、福井県下の図書館は二十一館で、北陸地方で最下位であり、かつ実際に機能しているのは僅かに二、三館に過ぎないと述べられている。図書館がその「機能を發揮している」か否かの基準が書かれておらず、恣意的な文章であることは否めないが、文章全体としては、福井県の図書館が他県と比較して低調であることを嘆いていることが窺われる。

東京で印刷会社三秀舎を経営していた島連太郎（写真2参照）は、そうした現状を憂いて、私財一万五千円を投じて花筐文庫を建設し、それを栗田部町に寄贈した。

島連太郎については、『南越花筐会誌』第二十七号（島顧問追悼号、昭和十六年（一九四一）六月刊）収録「島翁

の略歴」にその経歴が記されている。

それに拠ると、島連太郎は明治三年（一八七〇）三月八日に今立郡栗田部町の烏龜吉の長男として誕生した。龜吉は同町の旧家、黒沢三右衛門の分家に当たる。連太郎は花筐小学校を卒業し、十五歳の時に横浜の吉田醤油店の店員となり、その二年後に東京の印刷会社秀英舎に転職する。秀英社は明治九年（一八七六）創業の印刷会社で、昭和十年（一九三五）に日清印刷と合併し、大日本印刷となる。連太郎は秀英舎で十三年間勤務し、その後、神田美土代町に印刷会社三光社を創業し、その社長に就任する。そして、明治三十四年（一九〇一）四月、三光社を解散し、同町に三秀舎を創業する。三秀舎は明治四十二年（一九〇九）一月

創刊の文芸雑誌『スバル』、そして同四十二年（一九一〇）から大正十二年（一九二三）にかけて刊行された文芸雑誌『白樺』の印刷を担った会社として、日本近代文学史にその社名を刻む老舗であり、現在も千代田区内神田にある。

東京で印刷会社社長として成功を収めた連太郎は、公共のために労を惜しまず、財を割いて多方面に寄付をした。郷里福井県への寄付を挙げると、栗田部町花筐文庫をはじめ、同町花筐小学校建設資金、同町上下水道建設費、上庄

町の奉安殿など、総額十数万円に及んだ。昭和十六年（一九四一）二月十一日逝去。享年七十二であった。法名は三秀院汪洋居士である。

前掲の「花筐文庫設置の由來」に拠ると、昭和十二年（一九三七）当時の栗田部町は半農半商で、人口も三千人未満の田舎町で、有為の人物は皆県外で活躍し、町内に残った人は「問ふに良師なく、読むに良書な」き状態であったという。こうした状況にあった栗田部町に連太郎は花筐文庫と二千冊の圖書を寄贈したのである。当時の栗田部町民にとって、それは「春風春水一時來」の僥倖であった。

開館当時の花筐文庫の図書雑誌及び参考品については、『花筐文庫設立の由來並規則』収録「謹告」に、次のように記されている。

今般町立花筐文庫開設二際シ、県内外諸賢ノ深甚ナル御同情ト御後援ニ依リ、茲ニ開庫ノ運びニ至リシコトハ、当町トシテ衷心感激惜ク能ハザルトコロナリ。尚左記ノ諸氏ハ貴重ナル図書雑誌等ヲ寄贈セラレ、本事業ノタメニ寄与セラレタル御厚情ニ対シテハ、深く感謝ノ意ヲ表スルモノナリ。

今後共益々設立趣旨ノ目的遂行ノタメ一層ノ御同情御助力アランコトヲ併セテ懇願スルモノナリ。
昭和十二年四月十七日、開庫式ノ日

栗田部町長 木津 利平⁽⁶⁾

花筐文庫に図書雑誌を寄贈した「左記ノ諸氏」には早稲田大学出版部を筆頭に、王子製紙株式会社、日本書籍株式会社、大日本印刷株式会社、実業之日本社などの企業をはじめ、坂井郡鷹巣村、石橋重吉、市川新松など、島連太郎を含めて計二十八名が名を連ねている。なお、花筐文庫の図書目録は現在のところ知られておらず、その具体的な蔵書の内容については不明である。

3 文庫規則

『花筐文庫設立の由来並規則』収録「栗田部町立花筐文庫規則」の全文を次に掲げる。

第一章 総則

第一条 本文庫ハ栗田部町立花筐文庫ト称シ、本庫ヲ栗田部町第二十二号二十二番地ニ設

置シ、分庫ヲ花筐小学校内ニ置ク。
第二条 本文庫ハ左記ノ品目ヲ蒐集保存シテ、特殊者又ハ一般公衆ノ縦覧及閲覧ニ供シ、知識及趣味ノ向上ヲ図リ、學術研究並ニ社会教育ニ資スルヲ以テ目的トス。

一、図書、書画、考古品類、其ノ他之ニ準ズルモノ。

二、郷土ニ関スル記録類。

三、第二十条ノ委託保管類。

本文庫ニ左ノ職員ヲ置ク。

文庫長一名、司書一名、書記二名。

第四条 本文庫ニ学識識見高キ者若干名ヲ選ビ顧問トス。

顧問ハ文庫長之ヲ囑託ス。

第五条 文庫長ハ庫務ヲ掌理シ、所属職員ヲ指揮監督ス。

司書ハ文庫長ノ指揮ヲ承ケ、保存及閲覧ニ関スル事務ヲ掌ル。

書記ハ文庫長ノ指揮ヲ承ケ、庶務ニ従事ス。

守スベシ。

第十一条 縦覧者ハ、本文庫受付ニ於テ、備付ノ名簿ニ住所、氏名、職業ヲ記入ノ上、縦覧スベシ。

第十二条 図書ヲ閲覧セントスル者ハ、閲覧票ニ所定ノ事項ヲ記入シ、図書ヲ借受ケ、退庫ノ場合、返納スベシ。

第十三条 縦覧者ハ所定ノ閲覧室以外ニ於テ閲覧スルコトヲ得ズ。閲覧室ニ於テハ音読、雑話、喫煙、其ノ他喧噪ニ涉ルコトヲ許サズ。

第十四条 閲覧図書ヲ紛失シ、又ハ汚損シタル時ハ、之ト同一ノモノ若シクハ相当代価ヲ弁償スルモノトス。

前項ノ賠償ヲ了セザル間ハ、図書ノ閲覧ヲ許サズ。

第二章 縦覧及閲覧

第九条 本文庫ノ縦覧及閲覧ハ、凡テ無料トス。

第十条 縦覧者及閲覧者ハ、本文庫ノ諸規程ヲ遵

第三章 図書携出

第十五条 図書ヲ携出借覧セントスル者ハ、携出票ニ所定ノ事項ヲ記入シテ、文庫長若シク

ハ司書ノ許可ヲ受クベシ。

第十六条 携出期間ハ二週間以内ニ於テ、本文庫ノ見込ヲ以テ之ヲ定ム。

第十七条 返済期限ヲ延長セントスル者ハ、其ノ旨申出デ、文庫長若シクハ代理者ノ承認ヲ受クベシ。

第十八条 携出図書ハ本文庫ノ必要ニ応ジ、随時返戻セシムルコトアルベシ。

第十九条 左ノ各号ノ一二該当スルモノハ、携出ヲ許サズ。

一、一冊以上ノ図書

二、貴重ノ図書並ニ辞書

三、閲覧希望多キ図書

四、新購入ノ図書ハ一ヶ月以内。但シ定期刊行書ハ此ノ限りニアラス。

五、本県外ニ居住スルモノノ携出。

第二十条 携出閲覧図書ヲ亡失又ハ汚損シタル時ハ、第十四条ノ例ニ依ル。

第二十六条

委託品ハ火災盗難其ノ他避クベカラザル災害ニ因リ損失アルモ、本文庫ハ其ノ責ニ任ゼズ。

第五章 附則

第二十七条 本則ハ昭和十二年四月一日ヨリ施行ス。

第二十八条 本則ニ関スル細則ハ、文庫長別ニ之ヲ定ム。^{①⑥}

花筐文庫は本庫と分庫の二庫を有する施設であつた（第一条）。その本庫は花筐小学校跡地（粟田部町第二十二号二十二番地）に建てられ、その分庫は新たに同町字藪田に建設された花筐小学校校内に設けられた。このことは花筐文庫が嘗て花筐学校内に設置された花筐図書館の流れを汲む図書館であることを示している。

本文庫は図書雑誌のみならず、書画、考古品類、郷土資料を蒐集保存することが、その目的に挙げられていた（第二条）。花筐文庫は今日の図書館・文書館・博物館、の三館を一体化したような施設であつた。ただしその蔵書目録並びに所蔵品目録が知られておらず、その内容は不明であ

福井県旧粟田部町立花筐文庫について

第四章 雜則

第二十一条 本文庫ハ第二条ニ掲載シタル各種品目ノ寄贈又ハ委託ヲ受ク。

第二十二条 前条ノ寄贈又ハ委託ヲ為サントスル者ハ、其品目、員数、価格、及住所、氏名ヲ本文庫ニ申込ミ、文庫長ノ承認ヲ受クベシ。但シ本文庫ヨリ寄贈又ハ委託ヲ申込ミタル時ハ、此ノ限りニアラス。委託品ニ対シテハ、本文庫ヨリ受託証ヲ交付ス。

第二十三条 寄贈又ハ委託ニ要スル費用ハ寄贈者若シクハ委託者ノ負担トス。但シ特別ノ場合ニアリテハ、本文庫ニ於テ其ノ全部又ハ一部ヲ負担スルコトアルベシ。委託品返付ニ要スル費用又同ジ。

第二十四条 寄贈品ハ寄贈者ノ氏名及寄贈年月日ヲ各原簿ニ記載シテ、永ク之ヲ保存ス。

第二十五条 委託品ハ本文庫所蔵ノ物件ト同一ノ取扱ヲ為スベシ。但シ委託者ニ於テ特ニ指定シタルモノハ此ノ限りニアラス。

る。

その利用者は「特殊者」（研究者等であらうか）または広く「一般公衆」が想定されていた（第二条）。そして、その目的は「特殊者又ハ一般公衆ノ縦覧及閲覧ニ供シ、知識及趣味ノ向上ヲ図リ、學術研究並ニ社会教育ニ資スル」と定められていた（同条）。「花筐図書館創立趣意書」で謳われていた「国運ノ発展ニ貢献スル」ことは、ここには見られない。花筐文庫が開庫された昭和十二年（一九三七）四月の三か月後、同年七月七日には盧溝橋事件が起こり、日本が日中戦争へと進んでいく。そうした時代背景を考えると、花筐文庫の規則に国家への貢献という視点が盛り込まれていないことが注意される。

花筐文庫には文庫長一名、司書一名、書記二名が配置されていた（第三条）。開館日は、本庫が毎週土曜日、日曜日、祭日とし、その開館時間は午前九時から午後四時まで（土曜日は午後のみ）に設定されていた。一方の分庫は年中公開されていた（第七、八条）。これらの開館時間は規定には明記されていないが、小学校内の施設であるから、その開館時間も小学校の始業終業時間内であつたと推定される。休館日は本庫分庫ともに四大節と年末年始の十二月

二十五日から翌年一月五日までと定められていた（第七條）。

圖書の縦覧・閲覧はすべて無料であった（第九條）。本規則では縦覧者と閲覧者を区別している。まず縦覧者は受付で備付の名簿に住所、氏名、職業を記入の上、閲覧室のみでの利用が認められていた（第十一、十三條）。一方の閲覧者は閲覧票に所定の事項を記入し、圖書を借り受けて、退庫の時にそれを返却することが求められていた（第十二條）。この規定を見る限りでは、閲覧者は文庫内であれば、閲覧室以外の場所でも圖書が利用できたことになる。

書籍の貸出し（携出）は携出票に所定の事項を記入して、文庫長若しくは司書の許可を得て、二週間以内の貸出しが認められていた（第十五、十六條）。また、その延長も文庫長若しくは司書の許可が得られれば可能であった（第十七條）。ただし、貸出しは一人一冊に限られており、貴重書や辞書類、閲覧希望者が多い書籍、新刊書で購入後一ヶ月以内の書籍（但し定期刊行物は除く）は、その貸出しが禁止されていた。また福井県外に居住する人の貸出しも禁止されていた（第十九條）。

花筐文庫は図書雑誌の他に、書画や考古品、郷土資料の

蒐集保存も行なっていたので、そうした各種品目の委託・寄贈も受け入れていた（第二十一条）。委託・寄贈を希望する人はその品目、員数、価格、住所、氏名を本文庫に申し込み、文庫長の承認を受ける必要があった。ただし、本文庫から寄贈又は委託を依頼した場合はこの限りではなかった（第二十二條）。また寄贈・委託に要する費用は、寄贈者若しくは委託者が負担した（第二十四條）。

本規則第六条に拠ると、縦覧及閲覧者名簿や日誌も作成されていたようであるが、そうした名簿や日誌は現在のところ確認できておらず、その利用状況や運営実態は不明である。今後も調査を継続してその解明に努めたい。

結び——花筐文庫のその後

昭和三十一年（一九五六）に粟田部町は今立町となり、それにもなつて粟田部町立花筐文庫も今立町立花筐文庫と改称された。そして、同四十七年（一九七二）九月、今立町立花筐図書館分館が今立町福祉センター内に併設され、花筐図書館本館は毎週水曜日のみの開館となり、事実上閉館となる。昭和五十八年（一九八三）、新たに今立町

立図書館が設置され、旧花筐文庫の蔵書もそこへ移管された。また今立町立図書館には歴史民俗資料館が併設され、旧花筐文庫収蔵の考古品や郷土資料等はそちらへ収蔵されたそうである。平成十七年（二〇〇五）十月、旧武生市と旧今立町が合併し越前市が誕生する。それに伴い、今立町立図書館は越前市今立図書館と改称され、現在に至る。

注

- (1) 日本図書館協会編『近代日本図書館の歩み 地方篇』（日本図書館協会、平成四年三月刊）に「一九三六年、印刷業の成功者、三秀舎主島連太郎の寄贈による鉄筋コンクリート三階建ての粟田部町立花筐図書館は、花筐文庫時代の図書と合わせてその蔵書は約五千二百冊に及び、県下の図書館の中では福井図書館、町立武生図書館とともに、貴重な蔵書を有する独立図書館の一つになった」との記述がある。管見に従えば、これが日本図書館史の観点から花筐文庫について言及した唯一の記述である。
- (2) 南越花筐会編『南越花筐会誌』第一号、大正元年九月刊、五七―六四ページ。
- (3) 同右、六七ページ。

福井県旧粟田部町立花筐文庫について

- (4) 同右、六四ページ。
- (5) 同右、六一ページ。
- (6) 週刊朝日編『値段年表 明治・大正・昭和』、朝日新聞社、昭和六十三年六月刊。
- (7) 注(2)、六五ページ。
- (8) 花筐校百周年記念事業委員会編『花筐校百年史』、花筐小学校、昭和四十九年刊、五十四ページ。
- (9) 同右、一七三ページ。
- (10) 注(2)、六五ページ。
- (11) 福井県教育委員会編『福井県の近代化遺産』収載「粟田部 島会館（旧粟田部町立花筐文庫）」、平成十一年三月刊、一二七ページ。
- (12) 『南越花筐会誌』第二十三号収録「花筐文庫落成奉告祭及町移管式の記」、昭和十二年七月刊、六四ページ。
- (13) 福井大学総合図書館高島文庫所蔵「花筐文庫設立の由来並規則」、昭和十二年四月刊、一―四ページ。
- (14) 三秀舎のホームページには、その創業を明治三十三年（一九〇〇）と記されている。
- (15) 注(13)、別紙折込み。
- (16) 注(13)、六―十ページ。
- (17) 越前市立図書館ホームページ参照。

〈付記〉

花筐文庫（現島会館）の見学に際してお世話になった越前市教育委員会事務局文化課（入江隆亮様）にお礼申し上げます。なお、本稿に掲載した写真はすべて筆者が撮影したものである。

（福井大学准教授）

《キーワード》

日本図書館史 福井県 花筐文庫 島連太郎